

## 新型コロナウイルス感染症にかかる支援制度

## 【商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、町内事業者の事業継続に向けた、感染防止対策や新事業展開などの事業にかかる費用を補助します。

## 1. 補助対象となる業種

町内に主たる事務所を置く中小企業者のうち小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業又は水運業 ※ただし、一部業種を除く

## 2. 補助対象経費

① 感染防止対策にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）例：飛沫防止拡散防止シート購入、マスク購入等

② 新事業展開にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）例：テイクアウト販売にかかる経費、ネット販売開設費等

**※ 4/7以降に着手した事業であれば遡って補助対象とします。**

## 3. 補助率

**4/5** ※千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てた額

## 4. 補助金限度額

**下限8万円 ~ 上限80万円**

※10万円以上100万円以下の事業が対象です。

## 5. 申請受付期間

**令和2年12月31日（木）まで随時受付中**

**※予算が無くなり次第、受付を終了します。**

※申請は1事業者あたり1回限り(美郷町緊急経済対策新しい生活様式対応支援事業補助金との併用はできません。)

## 6. 必要書類

(1) 交付申請書

(2) 事業者の所在地がわかる書類（例：全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等の写しなど）

(3) 補助対象経費の証拠書類（見積書、契約書、領収書等の写し）

(4) 美郷町税の滞納のない証明書（省略可能）

(5) その他町長が必要と認める書類